平成２９年（フ）第１０７７号
千葉市中央区葛城２丁目16番15―103号
債務者　松沢　明美
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０９６号
千葉市中央区長洲１丁目20番１―２号　Ｓｏｌ　Ｌｅｖａｎｔｅ　401号
債務者　石投　大介
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１０６号
千葉県浦安市堀江１丁目16番26号　パレーシャル高津（103）
債務者　宇田川美由紀
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１０７号
千葉県習志野市秋津１丁目３番２―501号
債務者　礒崎　　新
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１２５号
千葉県船橋市三咲５丁目19番23号　ピュアハウス三咲Ａ棟102号
債務者　入江　洋之
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１４４号
千葉市稲毛区長沼原町799番地１　ハイツ長谷部106号
債務者　奥村美津江
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１８２号
千葉県市川市平田３丁目21番11号　（石川レースアパート103号）
債務者　加藤めぐみ
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３４８号
新潟市江南区和田1375番地
債務者　吉原　直子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５５号
新潟市中央区鳥屋野358番地18　楠風イルミナ403号
債務者　盛合　功一
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６２号
新潟市東区紫竹３丁目11番３号
債務者　笠舎　房子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６８号
新潟市東区東中野山５丁目１番５号　レオパレス21東新潟第１　103号、前住所新潟市東区新石山３丁目12番地１　せんのき412号
債務者　鈴木　勝也
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６７号
石川県小松市粟津町ハ63番地
債務者　吉田　三郎
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第６８号
石川県小松市粟津町ハ63番地
債務者　吉田　昭子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第１６１号
長野県安曇野市豊科高家6438番地１　パインズエクセルⅡ　105
債務者　田村　樹喜
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１６８号
長野県松本市大字内田743番地19　コモンハウスナカジマ102号
債務者　菅井　勇一
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１７１号
長野県安曇野市堀金烏川5000番地１　サンハイツあづみのＡ103
債務者　牧野　　勲
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２５９号
兵庫県宝塚市小林２丁目７番36―205号
債務者　古見　朋之
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係